

戸田市建設工事等入札参加者格付け要領

平成29年8月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成25年規則第6号。以下「規則」という。）第8条に基づき格付けを行うに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(格付け方法)

第2条 格付けは、第3条に定める資格審査数値を基に、第6条に定める格付け基準に従って、業種ごとに行うものとする。

(資格審査数値)

第3条 資格審査数値は、第4条に定める客観的事項の審査数値及び第5条に定める市による評価点数値を合計した数値とする。

(客観的事項の審査数値)

第4条 客観的事項の審査数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（規則第8条に定める項目のうち経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、同告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点）とする。ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「官公需適格組合」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（規則第6条第4項表中官公需適格組合が申請する場合の書類欄の「組合員」をいい、当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行う。

ア 工事の種類別年間平均完成工事高

イ 工事の種類別元請年間平均完成工事高

ウ 自己資本の額

エ 利益額

オ 技術職員の数

- (2) 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）とする。

（市による評価点数値）

第5条 市による評価点数値は、次に定める項目の数値の合計値とし、資格審査の申請日（以下「資格審査申請日」という。）において建設業法に規定する主たる営業所が戸田市内にある者（以下「市内業者」という。）に対して配点する。

2 工事成績評価点は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戸田市工事検査実施要綱（平成29年告示第224号）に基づき評定した工事成績評点（以下「工事成績評点」という。）により、申請業種ごとに配点する。ただし、第3号に定める期間に、当該業種において工事成績評点75点未満の評定を受けた工事を施工した者を除く。
- (2) 申請業種ごとに工事成績評点を合計して得た数値を当該申請業種の工事件数で除して得た数値（算出された数値に1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下、「平均点数」という。）に基づき、次の表のとおり配点する。

平均点数	80点以上 83点未満	83点以上 85点未満	85点以上 87点未満	87点以上 89点未満	89点以上
配点	10点	20点	30点	40点	50点

- (3) 前号の評価対象とする工事は、当該資格審査が更新申請である場合においては、当該更新資格審査を実施した年度の前年度及び前々年度に評定を受けたすべての工事とし、当該資格審査が新規申請である場合においては、当該新規資格審査の直前の更新資格審査を実施した年度の前年度及び前々年度に評定を受けたすべての工事とする。
- (4) 協同組合等に係る平均点数は、当該協同組合として評定した工事成績評点を評価対象とする。
- 3 優秀工事表彰評価点は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 戸田市工事請負業者表彰要綱（平成4年1月21日市長決裁）に基づき表彰された工事に該当する申請業種に対して、表彰1件ごとに10点を配点する。ただし、20点を上限とする。
- (2) 前号の評価対象とする工事は、当該資格審査が更新申請である場合においては、当該更新資格審査を実施した年度及び前年度に表彰された工事とし、当該資格審査が新規申請である場合においては、当該新規資格審査の直前の更新資格審査を実施した年度及び前年度に表彰さ

れた工事とする。

- (3) 協同組合等に係る優秀工事表彰評価点は、当該協同組合としての受賞を評価対象とする。

4 品質管理評価点は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の施工について、資格審査申請日において（財）日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した I S O 9 0 0 1 の認証を取得している者を対象とし、すべての申請業種に 3 0 点を配点する。
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を評価対象とする。

5 環境への配慮評価点は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資格審査申請日時点において次のいずれかを満たす者を対象とし、すべての申請業種に対し 1 0 点を配点する。
- ア 埼玉県エコアップ認証制度による認証を受けた者
- イ J A B 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証した I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得している者
- ウ （一財）持続性推進機構又は（公財）地球環境戦略研究機関持続性センターによりエコアクション 2 1 の認証を取得している者
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として前号の要件を満たしている場合を評価対象とする。

6 障害者雇用評価点は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資格審査申請日時点において次のいずれかを満たす者を対象とし、すべての申請業種に対し 1 0 点を配点する。
- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 3 条に係る報告義務がある場合で、資格審査申請日直近の 6 月 1 日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる事務所を管轄する公共職業安定所に障害者雇用に関する報告書の写しを提出した者
- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 4 3 条に係る報告義務がない場合で、資格審査申請日時点において障害者を 1 人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者
- (2) 協同組合等については、当該協同組合等として前号の要件を満たしている場合を評価対象とする。

7 地域貢献評価点は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資格審査申請日時点において保護観察所に協力雇用主として登録されている者を対象とし、すべての申請業種に対し 1 0 点を配点する。

(2) 資格審査申請日から過去2年以内に、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者（現に暴力団関係者である者を除く。）を3か月以上雇用した者を対象とし、すべての申請業種に対し10点を配点する。

(3) 協同組合等については、当該協同組合等として前2号の各要件を満たしている場合を評価対象とする。

8 仕事と子育て等の両立支援評価点は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資格審査申請日時点において次のいずれかを満たす者を対象とし、すべての申請業種に対し、項目ごとに10点を配点する。ただし、20点を上限とする。

ア 従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局長）に届出している者（資格審査申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第13条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けている者

イ 従業員101人以上の企業等で、次世代育成支援対策推進法第13条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けている者

ウ 従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局長）に届出している者（資格審査申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第9条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けている者

エ 従業員101人以上の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定に基づく厚生労働大臣（労働局長）の認定を受けている者

オ 埼玉県が定める「多様な働き方実践企業認定制度」の認定を取得している者

(2) 協同組合等については、当該協同組合等として前号の各要件を満たしている場合を評価対象とする。

（格付け基準）

第6条 資格審査数値の等級区分は、次の表によるものとする。

等級	土木工事業、建築工事業	その他
A	950点以上	800点以上
B	750点以上～950点未満	700点以上～800点未満
C	650点以上～750点未満	600点以上～700点未満

D	550点以上～650点未満	550点以上～600点未満
E	550点未満	550点未満

(格付けの変更)

第7条 規則第11条に定める参加資格の有効期間においては、格付けの変更は行わないものとする。ただし、規則第13条に定める参加資格の再審査を受けた者は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年9月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の戸田市建設工事等入札参加者格付け要領の規定は、平成31年度以降の入札参加資格登録に係る格付けに適用し、平成30年度以前の入札参加資格登録に係る格付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年9月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の戸田市建設工事等入札参加者格付け要領の規定は、令和5年度以降の入札参加資格登録に係る格付けに適用し、令和4年度以前の入札参加資格登録に係る格付けについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年8月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の戸田市建設工事等入札参加者格付け要領の規定は、令和7年度以降の入札参加資格登録に係る格付けに適用し、令和6年度以前の入札参加資格登録に係る格付けについては、なお従前の例による。